交通事故被害者の会

第６号　2001 年８月 10 日　（年３回発行）

新アドレス　E-mail　ZBN02247@nifty.com　ホームページ　http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

発　行　北海道交通事故被害者の会
代表　前田　敏章
編集人　前田　敏章　内藤　功
水野 美代子　冨岡　裕子
事務局　〒 060-0001　札幌市中央区北１西９　ノースキャピタルビル８階
TEL・FAX　011-233-5130

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は上記事務局に電話をください。会費はありません。年３回の会報が送られ、毎月10日（土、日、祝日のときは次の日）10時からの例会に参加できます。例会時に電話相談も受け付けています。

被害者の会主催講演会　被害者の視点から考える交通安全

2001 年 5 月 12 日　札幌後楽園ホテル

分離信号の必要性

講師　長谷　智喜氏

●講師のプロフィール

昭和28年生まれ。東京八王子市在住。1992年、青信号の横断歩道上で左折ダンプによって最愛の息子さん（元喜さん、当時11歳）を奪われる。以来、くり返し発生する青信号右左折事故を「行政が容認する構造死」と厳しく批判。「事故はお互いの注意」「運転マナーとスローガン」のみに終始する行政の事故防止策に疑問をもち交差点を研究し、分離信号を提唱する。2000年12月、警察庁が「歩車分離式」信号機を大幅に増やす方針を出すなど運動が実りつつある。

著書に「子どもの命を守る分離信号―信号はなぜあるの？」（生活思想社）がある。「全国交通事故遺族の会」会員、「クルマ社会を問い直す会」会員、「歩行者事故防止研究会」主宰

■　事故死ではない

本日は、交差点での右左折事故から歩行者の命を守るお話をさせて頂きたいと思います。（お位牌を胸から出して）今日私は、子どもと一緒にここに来たのです。妻と子どもと１０年前に来たのですが、北海道が好きでして…。もう二度と来られないのではないかと思っていましたが、皆様のおかけでまた来る事ができました。

この子どもは「交通事故で亡くなった」。みんなそう言います。でもこの子どもの遺体、これと同じような事故に遭われた方の遺体を積み上げてみます。そうすると、それはもう事故の死ではないのです。車優先の中から出てくる「虐殺」だと思います。そういったことが、私たちだけでなく行政も感じるようになってきたら分離信号の普及は急速に進むのではないかと思います。

■　青信号でなぜ

交通事故の被害者というのは、ややもすると「死人にくちなし」で処理される事故後の世界、加害者の言い分どおりに作成される調書、加えてあまりも軽い加害者への刑罰に驚愕し、泣きながら理不尽な社会を体験させられた当事者です。私たち被害者の中には、最愛の家族を死に追いやった事故の真相を知りたいという思いから事故後、何度も何度も現場を訪れ、数少ない事故の痕跡の中から加害者の言い分を覆す証拠を見つけだし、亡くなったご家族の汚名をはらされた方も多くおります。そういった方々は、ある意味で、事故を見つめるエキスパートともいえます。身をきられるつらい体験から、正しくあるべき社会を見つめる目、真の事故原因を見つめる目を身につけられた方もいるのです。

私の場合は、左折ダンプに息子の命を奪われました。この会の会員さんにも、同じようにして肉親を奪われた方がいらっしゃると聞いています。「青信号の子どもがなぜ、殺されなければならないのか」と言う怒りは、加害者への憎しみを飛び越え、子どもたちが無造作に命を奪われる現在の交差点システムそのものへの疑問に変わりました。

■「信号はなぜあるの？」

私の住んでいるところは、東京、八王子市の郊外です。付近は住宅も少なく山々に囲まれた緑豊かな地域です。そんな自然環境の中で、平成４年11月11日、午前８時、長男元喜は通学路の交差点で青信号の歩道を横断中、左折してきたダンプにひかれ亡くなりました。遺品として戻ってきたランドセルの中からは、前の晩に作っていたなぞなぞカードがでてきました。「信号はなぜあるの、信号がないと交通事故にあうから」、そのカードを見た私達夫婦の悲しみはとても言葉につくせるものではありませんでした。息子は青信号に裏切られるようにして死亡させ

られたのでした。

当時、小学校５年生だった長男元喜は、２つ下の妹といっしょに学校に向かって家を出ました。学校までは1.6キロメートル。そのなかほどに事故のあったＴ字路の上川橋交差点があります。二人は交差点でしばらく信号待ちをしていました。活発な妹は青になるとすぐに渡りはじめました。慎重な兄は横の車がきちんと止まってから渡り始めました。しかしそのとき、すでに同じ青信号で発進してきた左折ダンプがすぐ後に迫っていたのです。このダンプは、ずうっと無線をやっていたようで、信号待ちの時から目の前の二人を見落としていたのです。信号が変わり、小走りに横断する妹を見落としたダンプは、そのあとを歩く長男の背後からいきなり曲がり始めました。元喜は、バンパーで押し倒され、車体の下に巻き込まれ最後には右後輪で頭を砕かれ絶命しました。即死でした。

事故現場を見た私は、こんなのは事故じゃない、ただの惨殺だ！と思いました。この手の加害者には、うちの子でなくても、だれの子でも同じように殺されていた。なんで、青信号を渡る子どもが殺されなければならないのだという強い怒りがこみ上げてきました。

事故のあった上川橋交差点の近くには、関東一とも言われる大きな採石場があります。周辺道路は採石場へ出入りするダンプがひっきりなしに往来しています。同じ方向の人と車を青信号で流せば必ず人と車が交錯します。このとき人が見落とされたらおしまいです。私はおそらく、周りの交差点でも同じような事故が発生していたはずだと直感しました。そこでこの地域の周辺交差点の過去を調べてみると、おどろいたことにこの数年間で子どもや老人が5人も右左折ダンプによって殺傷されていたのです。

■　道路交通の危険とは

このように、交通ルールを守っていても死亡させられる危険。私は、道路交通の危険とは他人の注意力に自分の身をゆだねる危険だと考えます。私たちはこれまで、交通の安全は一人一人の注意によるものと教えられてきました。もちろんそれは間違っていません。しかし、そのことの裏返しは、他人の注意力の中に我が身がおかれているということなのです。

信号を頼りに渡る歩行者は、人を見落として迫る右左折車など避けようがありません。クルマから見落とされたらおしまいです。青信号を渡る歩行者とはまさに、他人の不確実な注意力の前に自分の命をゆだねている状況なのです。私たちは、毎日毎日そんな物騒なところに子どもたちを送り出していたのです。

類似死亡事故の比率をグラフで見る限り、人の過失は気味の悪いほど同じ確率で発生しています。条件が変わらなければ、人は同じ確率でミスを犯し同じ種類の事故を発生させるのです。私はこれを「過失不変の法則」と呼んでいます。交差点で歩行者の安全を車両運転手の注意力のみに任せるという構造が変わらなければ、今年もほぼ同じ数の事故が発生するのです。

≪ロシアンルーレット≫

人と車が分離されていない信号を「非分離信号」と言います。ここで繰り返し人と車を交錯させれば、いつか人を見落とす車両に遭遇する不幸な歩行者が発生するのは当たり前です。まるで「ロシアンルーレット」の状態と言えます。これを改善するには、人と車が交錯しないように歩行者の横断中は車を赤信号で停止させればよいわけです。しかし行政は、渋滞のもとになるとして歩行者の危険性には目をつぶり、これを容認してきました。これは行政が容認する「構造死」です。

■　被害者から見る交通安全運動

八王子では春の交通安全運動で演歌歌手を呼んだり太鼓を楽しんだりする集いで市民への啓発がおこなわれました。ポスターは、ランドセルを背負った女の子に「交通ルールを守ります」というスローガンの入ったものでした。私は、スローガンとは裏腹に交通ルールを守っていても多くの子どもや老人事故に遭う現実を見つづけてきました。耳障りの良いスローガンだけでは、どうしても祭りのかけ声にしか思えずもっと実質的な安全対策を願わずにはいられません。

■　加害死と被害死

事故の死亡者は、全て同じではなく、加害死と被害死があります。加害死とは、いくら注意を促しても自らがスピードをだしすぎ電柱や橋の欄干などにぶつかって死ぬ自損死。あるいは自らの過失で自分より丈夫な車両にぶつかって死ぬ事故死。反対に、被害死は相手の過失により死亡させられる事故死です。どちらも失われる命の尊さには変わりはありませんが、回りに与える悲しみや、社会不安、その影響が大きく違います。被害死の場合、罪のない肉親が他人によって殺される「他殺死」ですから遺族は、無念の中であきらめがつかず、生涯悲しみを背負い生きていかねばならないのです。

■　徹底した歩行者保護を

日本では事故全体から見た歩行者・自転車の死亡者割合は、欧米の約２倍（40%）にも達します。交通安全運動の重点は、単に死亡者を減らすだけでなく事故そのものを減少させる、特に歩行者事故を減らすことに全力をあげるべきです。マナーとスローガンを主とした現在の交通教育だけでなく、歩行者保護を中心に、ハンプの導入や歩道の整備、分離信号など道路環境の改善、そしてドライバーへの啓発を実施していくべきだと思います。交通安全週間は、これまでの運動に加え各都道府県で安全施設の増設や危険個所の改善を競い合い、それらの成果を発表する場としたらいかがでしょうか。

■　危険度の高い通学路には分離信号を

この分離信号について警察の方から問題視されるのは、渋滞が発生するとか、待ち時間が長くなるため歩行者が信号を守らなくなるという恐れです。し

かし、交通の渋滞とは一点を通過する車が飽和状態になるからで、歩行者のせいではなく車に起因するものです。いくら車を流したいからといっても、「歩行者への安全をおざなりにして最大効率を求める」という考え方が正しいとは思えません。また歩行者が信号を守らなくなるというは、信号無視が出来るような交通量の少ない交差点に設置した場合です。

分離信号の実益は、第一に　青信号で右左折車から被害を受けない。第二に　車の運転者が加害者にならない（分離信号は歩行者の安全だけではなく車両運転手の安全のためのものでもある）、第三に　家族が青信号で理不尽に命を奪われない。　第四に　歩行者保護の教育や啓発が行える、などです。

この四番目の教育的な効用ですが、高校生というのは、これまで免許をもたない歩行者の立場であったものが、一転して免許を修得して運転手という立場に変わる過渡期の人たちです。この人たちが子どもであったときは、ロシアンルーレットような構造死を放置して気休め教育を繰り返され、いざ免許をとる段になって歩行者保護を求めてもそれは虫がよいというものです。歩行者保護教育するのであればそのような環境を作ることが必要です。分離信号は、歩行者保護の意識を生むという教育効果も期待できます。

私たちは、交通事故というつらく悲しい体験と引き替えに人の命の尊さを心に刻みつけた事故の被害者です。どうぞ私たちの手で、「通学路には子どもの命を守る分離信号を」と訴え、車優先の社会から人に優しい歩行者優先の社会を求めて行きましょう。

ご静聴まことにありがとうございました。なお、このようなお話の場をご提供下さいました、北海道交通事故被害者の会の皆様方に、心から御礼申し上げます。

※ これは、2001 年 5 月 12 日、札幌での長谷智喜氏の講演をもとに、主催者の責任で見出しをつけ要約させていただいたものです。

２００１年定期総会開く

2001 年 5 月 12 日　後楽園ホテルにて

活動方針などを承認

長谷智喜さんの講演会に続いて、被害者の会にとって２回目となる定期総会が行われました。

出席された会員は 27 名（会員数は 72 名）。内藤さんの司会で黙祷を捧げた後、前田代表が挨拶。より続いて道警交通部後藤晃二企画課長と道交通安全協会の高島隆一事務局長から来賓挨拶を受けました。続いて 4 月より石部さんに代わって事務局長になられた寺地さんより挨拶を受け、議事に移りました。

議長を務めたのは小野茂さんと水野親さん。短い時間でしたが 2000 年度活動報告と決算、2001 年度活動計画と予算について審議され、それぞれ提案どおり承認されました。

小野さんが副代表に

役員改選では、前田、内山、内藤の３氏が再任されたほか、仕事の都合で降りられた山崎さんに代わって小野茂さんが新たに副代表に選出されました。

なお、世話人については、総会後、荻野さん、恒本さんのお二人が加わりました。（右表）

会員学習会と懇親会

総会後は初めての会員学習会を企画。今回は札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会の山田廣弁護士を講師に被害者支援と法制度というテーマで学びました。

学習会のあとは懇親会。講師の長谷さん夫妻や新入会の方も加え、佐川さんの名司会で和やかにまた率直に近況を語り合い、元気を分かち合いました。

役員・世話人一覧

役職名（担当）	氏　名	住　所
代　表（会報）	前田　敏章	札幌市西区
副代表（総務）	小野　茂	札幌市白石区
副代表（会計）	内山　孝子	札幌市東区
副代表（会報）	内藤　功	札幌市中央区
世話人（総務）	山崎　伸子	札幌市北区
世話人（ＨＰ）	横山　裕子	札幌市東区
世話人（監査）	二宮　章起	札幌市南区
世話人（会報）	水野美代子	札幌市南区
世話人（ＨＰ）	松井　美香	札幌市厚別区
世話人（相談）	佐川　昭彦	札幌市豊平区
世話人（総務）	中野　匡子	札幌市南区
世話人（書籍）	宮坂めぐみ	札幌市中央区
世話人（相談）	荻野　京子	札幌市清田区
世話人（相談）	恒本　英子	札幌市東区
世話人	長瀬　初美	旭川市
世話人	東川　敏子	音更町

※ 担当の「ＨＰ」は、会のホームページのことです

会員の投稿　裁判と加害者

清田区　荻野　京子

交通事故で控訴され、二審の判決がでました。分かりやすく金額で、書いてみました。一審の判決が５５５万円で、二審が１５４万円に減額されました。

理由はうつ病と更年期障害による精神的なものと、結論されたのです。５０歳前後の女性は、多くが更年期障害と診断されています。交通事故の後遺症を、更年期障害にすり替えて、保険金を減額する目的で利用されていると感じるのは私だけでしょうか？

症状固定の日も、大幅に短縮されました。病院の「症状固定の予定である」という診断書で判断されたのです。別な医師が、症状固定日を診断した書類は採用されませんでした。

人間の体は、予定で処理されるべきものでしょうか。予定は未定で、固定（決定）ではないと思っていました。予定で処理されては、怪我がすっかり治癒しないうちに、どんどん保険金の打ち切りが行われることになります。

和解のテーブルにも座りましたが、一審に利息を加えた約半額の３５０万円が裁判所から提示された金額で、とても応じられるものではありませんでした。 和解を何度も勧められ、和解室以外の法廷でも再度、確認をされました。その和解に応じない場合、さらに減額された二審の判決が出たことになるのです。

検察庁に行って調べて来ましたが、加害者は呼び出しも受けず、罰金もなく不起訴でした。何一つ苦しんでいないのです。怪我をした被害者は、裁判で訴えられ、生活費や治療費を打ち切られ途方にくれています。生きる権利を奪われているのです。世の中に、こんな不公平なことがあるでしょうか。

なぜ交通事故だけが、公平に十分な治療を受けられないのでしょうか。職場を奪われ、体をガタガタにされて生きる希望も失うほどショックを受けているのです。

こんな理不尽な損害保険のしくみを、変えていかなければ被害者がいつまでも苦しむことになります。損害保険の意味を成さないあり方に、声を出していかなければならないと、最高裁に上告しております。交通事故で最高裁で争う例は、とても少ないと思いますが、私は次に続く人の為にあえて闘うことを選びました。一つの判例が、その後に続く人に大きく影響するからです。裁判が正しく判断されるために、何度もあきらめないで声を出していきたいと思っております。

小野さん頑張って

6 月 24 日、「2001 はまなす全国車いすマラソン大会」が札幌市内で開催されました。

当会副代表の小野茂さんが出場されましたので、私は夫と真駒内会場の近くへ応援に出かけました。

昨年は、目の前を通過した小野さんがわからなかったので、今年こそはと、ユニフォームの色とゼッケン番号を聞いていたので、カメラに収めようと待ちました。

赤い服…「小野さん頑張って!」思わず、声に拍手に力が入りました。

「あっ、写真」と思ったときはずっと遠い後ろ姿。又もう一度通過する道路に回って応援できました。天気がよく、立っていても木陰に入りたい暑い日でしたから、力走する選手の方達には、アスファルトの照り返しの熱は大変だったろうと思いました。

来年も応援します。　（南区　水野美代子）

会員の投稿　反省のない加害者を生む日本社会

茨城県　I. N.

家族が不幸のどん底に突き落とされたあの事故から２年近くが経過しました。母に抱かれて横断歩道を渡っていた生後６ヶ月の孫は頭蓋骨骨折という私たち家族にとっては地獄を見たような重傷を負わされ、２歳になった現在も水頭症と診断され、家族全員が未だに以前のような生活には戻れません。

事故後「何をどうすれというんだ！」と怒鳴り散らした加害者の学校の先生と父親は、それでも「車の運転は今後しません」と大声で約束していきました。しかし、事故後間もなく日常的に運転していて、驚く私たちに加害者の勤務先の学校長は「本人は運転しないことを約束したと言っていますが、業務上必要ですから」と説明。加害者はすぐに普通の生活に戻れること、被害者に嘘をついても「教育者」ということがよくわかりました。更にその校長は「すでに職場での処分も済みましたので」と事故後半年程度で全てが終わったとの投げやりで、被害者に対し、まるで犯罪者に対するような扱いで、人間不信ならずとも教育者不信になりました。

教育公務員である加害者は事故報告書を教育委員会に提出するとのことで、私はその報告書を公文書開示請求で見ました。それは被害者にとっては嘘ばかりの内容と、組織ぐるみで自己弁護の報告書でした。「救急車をすぐに呼んで」とありますが、実際は

被害者に声すらかけていません。他にも「すぐに示談」な等々、あまりのにいい加減さに、教育委員会に問い合わせたところ、担当者に「あんた、あんた」と連呼された末、ようやく責任ある人に代わって話を聞くことができましたが、その人は「被害者に対して最後まで誠意をもって対応するようにと指導する」「最後まで」とは「被害者が納得するまで」ということでした。

しかし、加害者は入院中の前半のみ病院へ顔を出し、その後保険屋と弁護士に任せて知らん顔をし、治療費も一部を支払うのみです。加害者が教育委員会に出した供述書に「けがの治療・賠償面については、誠意をもって対応」と記され、その他都合の悪いところはプライバシーの保護で隠される、その報告書のあまりのいい加減さに､知事宛調査の依頼をしたところ、教育委員会から関係ないとのお返事でした。教育公務員の業務上過失傷害に関わる事故報告書は、嘘でも何でも良いから出せば事は済むようです。またその責任の所在もわかりませんでした。

加害者及び加害者の弁護士の対応の悪さに恐怖を感じ、当方も弁護士を依頼しました。加害者心理として逃げ出したくなるようですが、被害者はもっと逃げだしたいです。加害者は法律的に何ら制約のない「誠意を示す」という点で逃げられるのが、今の日本社会です。

教育者といわれる人、校長先生でさえ我が身かわいさに加害者を弁護し、被害者をいじめ、被害者の目線で見ようとはしませんでした。

被害者の立場から見た社会に少しずつ変わろうとしていますが、まだまだ現在のレベルでは交通事故は絶対に減りません。

≪事務局の皆様≫

いつもお世話に成りましてありがたく存じます。昨年５月で娘は育児休暇も介護休暇も使い果たし、職場復帰しましたが、頭蓋骨骨折、水頭症の孫を預かってくれる保育所は無く、止むなく私が孫の介護のため仕事を退き、娘夫婦と同居しています。これも全て交通事故のためです。

毎日ものすごい暑さですが、がんばっています。

目　誌

≪会合など≫

4 月 20 日　会報5号発行
4 月 21 日　第 21 回世話人会
5 月 12 日　2001 年定期総会・講演会・学習会
6 月 11 日　第 22 回例会・世話人会
7 月 10 日　第 23 回例会・世話人会
8 月 10 日　第 24 回例会・世話人会
会報 6 号発行

≪訴えの活動「心に響け被害者の声！ 100 万人講習」など≫

▲ 5/31 網走　▲ 7/17 岩見沢・安管講習
▲ 7/19 札幌・事業主会　▲ 8/7 札幌（佐川）
▲ 4/26 啓北商業高校　▲ 5/22 北広西高校
▲ 6/14 美幌町　▲ 6/30 紙加工労組　▲ 7/4 釧路西高校　▲ 7/13 自動車教習所協会（前田）
▲ 5/25 恵庭北高校　▲ 6/4 手稲高校
▲ 6/25 南区安管講習▲ 7/17 端野町（水野親）
▲ 7/3 稚内推進会議　▲ 7/4 道都大学(中野)
▲ 5/11 上富良野・建設業協会　▲ 6/29 後志・推進会議　▲ 7/24 月形刑務所（篠原）
▲ 4/25 北見・建設業協会　▲ 5/17 稚内・事業主会　▲ 7/15 旭川市（真鍋）
▲ 7/13 帯広市推進会議（常山）

≪処分者講習での講師≫

4/26、5/31(前田) 6/28(小野) 7/12(二宮)

ご挨拶　事務局長　寺地　栄一

今年の四月から縁あって当会の事務局長を仰せつかりました。微力ではありますがこれまでの経験を活かし会の運営のお手伝いをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

当会は、平成 11 年 9 月、道警本部長の発案で結成され、悲惨な交通事故を繰り返してほしくないという会員の皆様の強い願いと共通の目的を持つ北海道交通安全協会で支援させて頂いております。

私は、これまで長年交通関係の仕事に携わってきましたので交通事故の悲惨さや問題点はそれ相応にわきまえているつもりでした。しかし、当会の皆さんに接し、また、体験談や関係書物を読んだりしているうちに被害者の苦しさはその立場になった者でなければ到底計り知れないほど深刻かつ複雑な問題であることを知らされました。

当交通安全協会では、交通事故相談所を設け一般からの相談を受けており、私も時々対応することがありますが、重大事故はもちろん軽傷であっても被害者が身体的にも､精神的にも大変な思いをしていることが多いことを知らされます。示談や損害賠償のこと，後遺症のこと、加害者や関係者の態度で益々深まる被害者や家族の心の傷のことなど、数多くの問題が内在していることを知らされました。そして自分の力不足を痛感し、目下にわか勉強中といったところです。

これからは、機会を設けて被害者の会の皆様と共に勉強していく必要が痛感されます。

また、会の運営についても更に改善していかなければならないこともあろうかと思いますのでご意見ご要望をお待ちしています。

おわりに、皆様のご健勝を祈念申し上げご挨拶とさせて頂きます。

会員の投稿

交通安全講話で思うこと

南区　水野　親

車を運転する者が注意していれば、交通事故は起きません。ですから、安全運転は運転者の心の問題である、ということは関係者は誰でもが、認識していることです。

交通事故を無くしたいという願いと被害者の状況を知らせるべき、との思いから被害者の遺族の立場で、免許試験場・各種研修会場・高等学校などの場で、交通安全講話をしてきました。

今もなお、心ないドライバーのため、交通事故は増える一方です。交通事故による負傷者は昨年 1 年間に全国で、1,155,697　人です。死亡者は 90,066 人です。これは毎日 3,166 人の負傷者と毎日 25 人の死者が出ていることになるのです。

罪もない多くの被害者や遺族が泣き寝入りしている実態を国は調査しようとせず、交通事故に対する感覚は麻痺し、数字にも驚かなくなっているようです。ひき逃げ事件は、必ずといっていいほど、飲酒運転です。交差点では安全なはずの“青信号”にも関わらず、多くの人が事故にあっています。

車優先と感じる交通安全教育や、車優先社会に埋没した道路行政にも問題があるのではないかと思います。車の運転席側から見た安全運転教育を幼児期から行うべきです。

小学校で、通常の教科に組み入れて安全運転教育を行うことは、そのパパやママの運転マナーに敏感に反応し、注意するでしょう、親は子供の言うことは聴きます。そのような子供たちが、将来のドライバーになるのでしたら、安心です。

交通安全活動に熱心な高校の生徒は、交通安全講話の話を真剣に聴いてくれているし、生徒たちは心から交通安全を願う感想文を書いています。そのような生徒の気持ちを踏みにじることのないように、大人たちはやさしい運転に徹してほしいものです。

最後に、交通関係の諸問題を総合的に見直しをしなければ、やがて国が責任を問われる時が来るでしょう。毎日 3,166 人もの人々が負傷し、毎日 25 人が交通事故で亡くなっているのです。

交通安全講話を聞いて

手稲高校生の感想文から

●　黒沢　朋浩君

水野さんには僕達に改めて交通事故の恐ろしさと命の大切さを教えてくれました。

事故を起こす側にも起こされる側にもならないように、人ごとだといって軽視せず水野さんの言葉を心に留めていきたいです。事故は運命だといって片づけられないものだと思います。一人一人が注意すれば事故は少しずつ減っていくはずです。

交通事故遺族の会などない将来を僕は望みます。

●　柳橋　美幸さん

講演をきいて、今まで自分には関係がない、他人ごとのように感じていた交通事故だったんですが、改めて交通事故の恐ろしさ、命の大切さがわかったような気がします。

事故が起こってから、大切な人を失ってからではどんなに悔やんでも、事故が起こるまえには戻りません。親からもらった大切な命を自分の不注意などで失ってしまわないように、これからは十分に注意し、交通安全に心掛けていきたいと思います。

新しい会員の方からお手紙が届きました

前略

交通事故被害者の会の入会案内の関係書類を送ってくださいましてありがとうございます。

私はH 12 年 7 月 23 日、アルバイト先である病院へ夜勤のため通勤途中に事故にあいました。車道で車同士が接触し、接触された車がハンドル操作不能になったようで、いきなり歩道にのりあげ、たまたま歩道を歩いていた私は跳ね飛ばされ、腓骨、恥骨、股関節骨折で 10 月 8 日まで入院しました。現在も通院中です。

それまで 20 年ほど看護婦として働いていましたが、日本語教師の資格を取得しようと思い病院を退職し、学校へ通い、H 12 年 3 月に卒業したばかりでした。8 月後半からヨーロッパへ行く予定で航空券も手配してありましたが、すべて無駄になってしまいました。あの時の悔しさは何と書いてよいのかわからないほどです。

また私の入院中の加害者の態度も常識をはずれたもので、筆舌に尽くし難いほどの悔しい思いをしました。私の退院後加害者は起訴され、判決は裁判所の方から聞きましたが、全く納得の出来るものではありませんでした。

退院後、友人の知り合いの弁護士を紹介してもらいましたが、裁判には関心がないのか、判決後も電話 1 本ありませんでした。こちらから電話しても常に「来客中、電話中、出張しました」ばかりで、しかたがないので、市役所の困り事相談に行ったり、電話相談で話を聞いたりと一人で動き回っていました。

そのようなとき、そちらの存在を知り、いろいろ聞いてみたいこともあり、また私のような者でも何かの役に立つ事があればと思い、入会させていただきたくペンをとった次第です。

乱筆、乱文で申しわけありませんが、どうかよろしくお願いいたします。

5 月 3 日　K．H．

悪質交通犯の厳罰化求め　法務大臣へ31万9千名の署名を提出

千葉の井上さんからメール

遅くなりましたが、法務大臣へ第３回目の署名簿を提出したことなどのご報告をさせていただきます。

●　遺族16名が集合

６月 28 日(木)、総勢で 16 名の遺族が霞ヶ関の弁護士会館前に集まり、午後３時半過ぎに法務省に向かって行進を始めました。いつものように、緑色のネッカチーフを首や腕に巻いて、MADD の赤いリボンをつけて、ハートのメッセージ・プラカードをぶら下げて、遺影を抱き、署名簿の入った風呂敷包みを持ち、結構すごい格好（？）だったと思います。

●　累計31万9千の署名提出

法務省の前で、今回紹介議員の労をとってくださった、植田至紀（むねのり）衆議院議員が待ち構えてくださっていました。緑色の風呂敷包みの数は６個。総計 57,568 名分を提出しました。累計で 319,322 名分の署名を歴代の法務大臣に提出したことになります。

●　森山大臣との会見

植田議員が簡単に遺族の紹介をしてくださった後、遺族が風呂敷を一つ一つ森山大臣に手渡していきました。

井上保孝から、まず大臣にご挨拶させていただき、これほどまでに早く厳罰化を求める法案を法制審議会に諮問してくださったことに対する御礼、まだまだ全国からたくさんの署名が寄せられており、確実に運動の輪が広がっていること、法制審議会の動向を遺族は注視していきたいこと、秋の臨時国会が開かれて法案が提出される折には、改めて大臣を訪ねて署名簿の最終提出をさせていただきたい旨をお伝えしました。

テレビカメラや記者さんたちはここまでで、あとは、大臣と法務省の方４、５名、植田議員、その秘書と遺族だけになりました。今回は時間が限られていたのにもかかわらず、遺族一人一人が一言ずつ大臣にお話しをさせていただけることになりました。

飲酒・ひき逃げでも懲役 1 年４ヶ月。実際には、加害者は「刑務所で充分反省しているようだから」という理由で、８ヶ月で仮釈放されたケース。大切な家族の命が罰金わずか 20 万円と引き換えにされてしまったケース。一つ一つの事例を、遺族が自分の言葉で大臣に語り、「厳罰化」に限らず交通事故にかかわるさまざまな問題を提起していたと思います。自賠責保険でカバーされていることによって、加害者の罪の意識が希薄になりがちな問題。刑が軽すぎることによって、再犯が多い問題。警察の捜査ミスによって二次被害を生み出してしまっている問題。高速道路でドライバーが飲酒を常習としている問題、などなど。

遺族一人一人の言葉を 20 分間も立ったままで聞かれたあと、森山法務大臣は最後にこうおっしゃってくださいました。

「皆様の貴重な意見、重く承りました。私も、交通事故ではありませんが、16 歳の息子をスポーツ中の事故で、亡くしております。子供を亡くした親御さんの気持ちを少しは理解しているつもりです。法制審議会で本法案をさらに練って、練って、秋の臨時国会が開かれたら、そこで出せるように、法務省としても努力していくつもりです」

●　命の重みが反映される法案を

『悪質な交通事犯だけではなく、とにかく命の重みが反映される法案を』と、鈴木共子さんが運動の当初から言っていたことを、どこまで法務省は加味してくださるのか、これからの３ヶ月間、気を抜くことなく、法制審議会の動向を見守っていこうと思います。

累計で 31 万 9 千名の署名が集まったのはひとえに皆様のご協力の賜物です。ここに改めて厚く御礼申し上げます。さらにこれからもどんどん地方へこの運動を展開していきたいと思っています。どうか、これからも引き続き、私達の活動を見守ってください。

以上、ご報告とお知らせまで。６月 30 日(土)

井上保孝・郁美

★　井上さんご夫妻は、会報４号でもご紹介しましたが、東名高速で飲酒の暴走トラックに追突され、幼子２人を奪われました。手記「永遠のメモリー」（河出書房）の著者です。

★　悪質交通犯に厳罰の適用を求める署名については、本会でも昨秋よりとりくみ、約 4000 筆を集約しました。

★　例えば飲酒や無免許も含め、交通犯罪で人を死亡させた場合に適用されるのは刑法 211 条の業務上過失致死罪ですが、最高刑は「5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金」です。これは窃盗罪や詐欺罪（最高刑懲役 10 年）の丁度半分でしかありません。

★　平成５年版の「犯罪白書」（334 ページ）は、交通犯罪で自由刑(懲役、禁錮など刑務所に拘置される刑）に処された割合の国際比較をしています。

日本	1.9％
ドイツ	8.7％
フランス	19.9％
イギリス	12.6％
韓国	7.9％

★　交通犯罪に対する刑罰の軽さも、悲惨な被害が一向に減らない原因の一つと言えないでしょうか。(M)

新刊紹介

手探りで発足した北海道交通事故被害者の会も、会員数は徐々に増え現在76人。会としての具体的な活動も形を成してまいりました。

学習活動につきましては、総会後に札幌弁護士会の山田氏を講師に迎え、被害者支援と法制度について学ぶ機会が与えられました。

会員個々のケースを見ても、裁判等の過程で多くの問題や心の傷を抱えており、被害者保護について決して無関心ではいられません。

ようやく「権利」として認められるようになった被害者保護法を理解するため、早速取り揃えた書籍、また、交通事故・自動車保険をテーマに多数の著書で交通社会に鋭く切り込む、ジャーナリスト・柳原三佳氏の新刊など紹介いたします。

（書籍係　宮坂）

★「ジュリエストブックス　逐条解説　犯罪被害者保護二法」　松尾　浩也編　有斐閣　2001年

平成 12 年 5 月 12 日に成立した「刑事起訴法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」について、その背景と趣旨を明らかにする文献。専門的な解説。

★「有斐閣リブレンN o. 40　わかりやすい犯罪被害者保護制度」　椎橋隆幸他編　有斐閣　2001年

被害者保護の簡単な歴史と根拠、法としての実際をＱ＆Ａ方式で解説し、専門知識をよりコンパクトに、速やかに、平易に提供する livret ～小冊子・案内書。

★「示談交渉人裏ファイル　自動車保険無用論」

柳原三佳　浦野道行著　情報センター出版局　2001年

今まで誰も書けなかったような示談の裏側の世界、事務所でも取り揃えている前作・「示談交渉人裏ファイル」の第２弾。ジャーナリストと元損害調査員という、立場の全く異なる二人が生み出した衝撃のノンフィクション。

★「保険会社が教えてくれない自賠責保険請求ガイド」

柳原三佳　石川和夫著　情報センター出版局　2001年

「被害者なのに保険金ゼロ？　知らないと泣き寝入りの自賠責保険保険」（第１章）「請求で困らないための事故発生から解決までのノウハウ」（第２章）など、「万が一のために、自賠責に対する最低限の知識を」と書かれた最新情報に基づくガイドブック。

編集を終えて

●８月４日の朝日新聞コラム「天声人語」に、今回講師を依頼した長谷智喜さんのことが紹介されていました。一部引用します。

▼「警察庁が管轄する財団法人・日本交通管理技術協会は昨秋、横断歩道歩行者の安全確保の研究に着手、６月に報告書を出した。分離信号を『有力な手法』と位置付け、積極的に導入するための課題をまとめた▼元喜君の死から９年でようやくここまで来た。長谷さんは『普及を阻害する本当の問題は、渋滞などではなく、車優先でむしばまれた担当官や私たちの心ではないか』と振り返る」▼毎年 500 人の歩行者が信号のある交差点で死亡する。負傷者は１万６千人を突破した。そのうち、何の落ち度もない人が７割を越える」

●長谷さんご夫妻の緻密で粘り強いとりくみに改めて敬意を表します。この北海道でも『有力な手法』である分離信号を通学路に設置する運動がひろがってほしいと思います。

●それにしても交通事故被害が減りません。「2001 年交通死　272 人。昨年同期 280 人」（「道新」8 月 9 日付け）」この犠牲が例年酷似した数で繰り返されていることに戦慄を覚えます●この死者の多くは長谷さんが講演で指摘した「被害死」です。社会で護るべき子どもやお年寄りの歩行中の犠牲も少なくありません●「被害死」は、4 月 30 日に東京浅草で小川真由子さんが何の理由もなく路上で命を奪われた「事件」と全く同じ質の被害であり、最大の人権侵害です●しかし私たちの中には、クルマによる被害を「事故だから」「仕方ない」と容認してしまう感覚麻痺はないでしょうか。

● 19 歳の息子さんを酒酔い、無免許の暴走車によって奪われた神奈川の鈴木共子さんは、仲間と実行委員会を作って「生命のメッセージ展」を始めました。●犠牲者と等身大のオブジェが、写真とメッセージ、遺品とともに語りかけます。

魂となった
かけがえのない生命たちが
今　あなたに語りかける
見果てぬ夢と
生命への慈しみを　（案内チラシより）

●展示は 7 月に浜松市で開催され、8 月 11 日からは神奈川県座間市、その後は大阪、山口でも予定されているそうです。全国からの「48 命」の中に私の娘（千尋）もいます。（前田）

◆会のホームページがRenewalされ、アドレスも変更になりました。感想やご意見をお寄せ下さい　◆次の会報発行予定は１月です。手記、意見、近況などの投稿を待ってます　（〆切 12 月 20 日、1200 字程度、郵送，FAX またはＥメールで事務局へ）
◆ 毎月10日の例会は、会員の方はいつでも参加できます。気軽にお越し下さい 。